

○ 体育施設使用料

区分		単位	施設利用料金	照明利用料金			
津幡町 総合体 育館	団体	大体育室	全面 1時間	600円	全灯 400円		
			半面 1時間	400円	半灯 200円		
			1/4面 1時間	200円			
	小体育室 トレーニングルーム	体力センター 剣道場 柔道場 弓道場 相撲場	午前(9時~12時)	300円	200円		
			午後(13時~17時)	400円	200円		
			夜間(18時~21時30分)	300円	200円		
			ミーティング ルーム1	スポーツ 大会等と 併せて大 会本部、控 室等で使 用	1時間	100円(1回 500円を限度 とする。)	—
			ミーティング ルーム2	スポーツ 大会等と 併せて大 会本部、控 室等で使 用	1時間	100円(1回 500円を限度 とする。)	—
	スポーツ 目的以外 で使用	スポーツ 目的で使 用	午前(9時~12時)	500円	—		
			午後(13時~17時)	600円	—		
夜間(18時~21時30分)			500円	—			
スポーツ 目的以外 で使用		午前(9時~12時)	1,300円	—			
		午後(13時~17時)	1,700円	—			
		夜間(18時~21時)	1,500円	—			

				時30分)			
	個人	小体育室	高校生以	1回	100円	—	
		体力センター	上				
		ランニングコース	中学生以下		無料	—	
津幡町テニスコート				1面 1時間	500円	500円	
津幡運動公園 体育館	団体	アリーナ		全面 1時間	600円	全灯 1,000円	
				半面 1時間	400円	半灯 500円	
				1/4面 1時間	200円	1/4灯 300円	
	会議室第1	スポーツ	大会等と併せて大会本部、控室等で使用	1時間	100円(1回500円を限度とする。)	—	
	会議室第2	スポーツ		午前(9時~12時)		500円	—
		目的で使用		午後(13時~17時)		600円	—
				夜間(18時~21時30分)	500円	—	
		スポーツ	目的以外で使用	午前(9時~12時)	1,600円	—	
				午後(13時~17時)	2,100円	—	
				夜間(18時~21時30分)	1,800円	—	
	個人	スポーツホー	高校生以	1回	100円	—	

		ル	上			
		ランニングコ	中学生以			無料
		ース	下			
津幡運動公園 野球場	団体		1時間	1,000円	4,000円	
津幡運動公園テニスコート			1面 1時間	500円	全灯 800円 半灯 500円	
津幡運動公園 陸上競技場	団体	一般	1時間	2,200円		
		高校生以下 (施設を占有する 場合は、一般と同額 とする。)	1回	1,100円		
	個人	一般	1回	200円		
		高校生以下	1回	100円		
津幡運動公園 多目的競技場	団体		1時間	1,000円	500円	
津幡運動公園 多目的広場	団体		1時間	1,000円	500円	
津幡運動公園 健康運動広場	団体		1時間	500円		
	個人	高校生以上	1回	100円		
		中学生以下			無料	
		一般(町内在住の満 65歳以上に限 る。)	永年利用券	500円(永年利用券を再交付する 場合は、500円とする。)		
		一般	年間利用券	2,100円(年間利用券を再交付 する場合は、500円とする。)		
		高校生	年間利用券	1,100円(年間利用券を再交付 する場合は、500円とする。)		
津幡町艇庫					無料	

津幡町常設相撲場	団体	午前（9時～12時）	300円	200円
		午後（13時～17時）	400円	200円
		夜間（18時～21時30分）	300円	200円
笠野屋内ゲートボール場	団体	1回	300円	100円
	個人	1回	200円	100円
津幡町河合谷グラウンド	団体	1時間	300円	200円
津幡町立津幡中学校、津幡町立津幡南中学校、津幡町立太白台小学校、津幡町立中条小学校、津幡町立笠野小学校、津幡町立井上小学校、津幡町立英田小学校、津幡町立刈安小学校及び津幡町立萩野台小学校屋外運動場夜間照明施設		津幡町立学校施設使用条例（昭和29年津幡町条例第41号）の定めるところによる。		

○ 備品利用料

区分		単位	利用料金	摘要
津幡運動公園 陸上競技場	写真判定装置	一式 1回	1,000円	競技会で専用利用する 場合に限る。
	上記以外の備品	一式 1回	2,000円（会議室を含む。）	
津幡町艇庫	ナックル艇	1回	400円	